

労働保険事務組合事業の勧誘員の募集について

当連合会では、労働保険未手続事業の解消及び中小事業主等の特別加入の促進を図るため、労働保険事務組合を運営しています。

本事業の目的にご賛同いただける社会保険労務士の方を対象に、当連合会の労働保険事務組合への加入を勧誘いただく「勧誘員」を募集しています。

事前に「勧誘員」にご登録の上、事務委託が成立した場合、事業規模に応じた紹介手数料をお支払いいたします。（詳細は別途お問い合わせください。）

- ◆ 支払の時期 毎年 10 月末日
- ◆ 紹介手数料 (以下の表のとおり)

事業規模	紹介手数料(消費税10%加算額)
1～30人	25,000円(27,500円)
	片保険のみ
	12,000円(13,200円)
31人以上	50,000円(55,000円)
特別加入	1,000円(1,100円)

公益社団法人大阪労働基準連合会
労働保険事務組合担当 06-6942-7404